

# 遅延理由書

在バンクーバー総領事殿

令和 年 月 日

以下の理由で届出が遅れました。(該当番号をマルで囲む)

1. 外国裁判で離婚が成立した場合、日本人（当事者）が3か月以内に離婚届を提出しなければならないことを知らなかった。
2. 届出に必要な書類を取得し整備するのに時間を要してしまった。
3. 外国語書類に対する和訳文を作成するのに時間を要してしまった。
4. 本件離婚届書への署名方等依頼するにあたり、相手側当事者へのコンタクトが困難であった。
5. その他：

氏名： (昭和 年 月 日生)

署名（邦文）X\_\_\_\_\_印